

平成 19 年から

あなたの所得税・住民税が変わります

● 税率が変わります

国（所得税）から地方（住民税）への税源移譲により、所得税が減り、相当する分は住民税が増えることとなります。税源の移し替えなので、所得税と住民税を合わせると負担額はこれまでと変わりません。

ただし、定率減税や高齢者非課税措置の廃止、皆さんの収入の増減など、別の要因により実際の負担額は変動します。

税源移譲後の所得税・個人住民税の税率

【税源移譲前】

所得税		
課税所得		税率
	330 万円以下	10%
330 万円超	900 万円以下	20%
900 万円超	1,800 万円以下	30%
	1,800 万円超	37%

【税源移譲後】

所得税		
課税所得		税率
	195 万円以下	5%
195 万円超	330 万円以下	10%
330 万円超	695 万円以下	20%
695 万円超	900 万円以下	23%
900 万円超	1,800 万円以下	33%
	1,800 万円超	40%

個人住民税		
課税所得		税率
	200 万円以下	5%
200 万円超	700 万円以下	10%
	700 万円超	13%
内 訳		
市民税	200 万円以下	3%
	200 万円超 700 万円以下	8%
	700 万円超	10%
県民税	700 万円以下	2%
	700 万円超	3%

個人住民税		
課税所得		税率
	一 律	10%
内 訳		
市民税	一 律	6%
県民税	一 律	4%

● 調整控除が創設されます

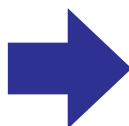
所得税と住民税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります。そのため、同じ収入金額でも、住民税の課税所得は所得税よりも多くなってしまい、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えることとなります。このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて調整控除を適用し、住民税を減額することによって、納税者の税負担が変わらないようにします。

●定額減税が廃止されます

平成 11 年度から景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が最近の経済状況を踏まえて廃止されます。

平成 18 年

所得税：平成 18 年 1 月分から
税額の 10%相当額を減額
(12.5 万円を限度)
住民税：平成 18 年 6 月から
税額の 7.5%相当額を減額
(2 万円を限度)



平成 19 年以降

所得税：平成 19 年 1 月分から廃止
住民税：平成 19 年 6 月分から廃止

●老年者非課税措置の廃止により経過措置がとられています

平成 17 年 1 月 1 日現在、65 歳以上の人（昭和 15 年 1 月 2 日以前に生まれた人）で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の方は、平成 17 年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成 18 年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成 17 年度

合計所得金額
125 万円以下の人 **非課税**



平成 18 年度以降

経過措置として
平成 18 年度は税額の 3分の2 を減額
平成 19 年度は税額の 3分の1 を減額
平成 20 年度以降は全額負担 **課税**

●ながさき森林環境税が創設されました

すべての県民で長崎県の森林を守っていくには、新たな視点に立った森林づくりのための取り組みが必要です。その費用を確保するため、平成 19 年度から県民税均等割に上乗せするかたちで、「ながさき森林環境税」が創設されました。

●負担額 年額 500 円（従来の県民税均等割額 1,000 円に 500 円を加算します）

※平成 17 年 1 月 1 日現在 65 歳以上の人で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の方は経過措置があります。

→平成 19 年度 300 円、平成 20 年度から 500 円（全額）

○ながさき森林環境税の問合せ先 長崎県税務課 ☎ 095 - 895 - 2214

●税源移譲等による税額の変更時期は、所得の種類により次のようになります

所得区分	住民税	所得税
給与所得者	平成 19 年 6 月以降の特別徴収から	平成 19 年 1 月以降の源泉徴収から
退職所得者	平成 19 年 1 月以降の特別徴収から	平成 19 年 1 月以降の退職分から
年金所得者	平成 19 年 6 月以降の普通徴収から	平成 19 年 2 月以降の源泉徴収から
事業所得者等		平成 20 年 3 月の確定申告から (予定納税は平成 19 年 7 月から)

●問合せ先 税務課市民税係